

《旧RD最終処分場二次対策工事 工事情報 第201号 をお知らせいたします》

作成日：平成30年1月9日

日付	施工実績								施工予定								備考																	
	平成30年1月																																	
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火		水	木	金	土	日												
工種・作業内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21													
廃棄物土・有害物掘削工	休								休								休																	
① 廃棄物土掘削工																		①-1 C・D・E工区	C・D・E工区掘削								C・D・E工区掘削							
																		①-2 廃棄物土乾燥	廃棄物土乾燥								廃棄物土乾燥							
② 選別土仮置・盛土工																		選別土仮置・埋戻し	B工区埋戻し								B工区埋戻し							
③ 仮設備工																		構造物撤去工 既設杭撤去	掘削→杭切断								掘削→杭切断							
廃棄物選別工																		工								工								工
④ 選別処理工	一次選別(粗選別) 二次選別(機械選別)	廃棄物土粗選別								廃棄物土粗選別																								
		運転								運転																								
汚染地下水拡散防止対策工	工								工								工																	
⑤ 底面排水工																		C工区 プレスト管φ800	排水管設置								排水管設置							
⑥ 浸透水貯留層工																		B工区 再生材敷均																

※点線は施工期間が未確定です。

【工事施工予定位置図】

【工事施工状況写真】

撮影日：平成30年1月9日



①-1 C・D・E工区掘削
E工区を掘削しています。



② 選別土仮置・盛土工
B工区を埋め戻しています。



④ 選別処理工
乾燥 Tent から粗選別ヤードへ廃棄物土を運搬しています。

【お知らせ】

- ・有害物掘削工(CD区画)につきまして、乾燥Tentの取壊しや土留め工(全旋回オールケシング工法)の作業をH30.2月上旬から着手いたします。
- ・現場西側のC工区において、構造物の形状や設置位置をより詳細に把握するため、調査ボーリングをH30.1.22から行います。

《騒音・振動・粉じん・臭気自動計測の週間結果報告》

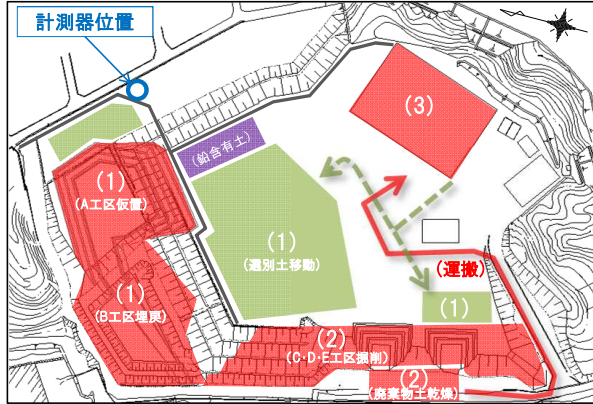
(報告対象期間: 12月29日 ~ 1月4日)

【概要】

二次対策工事による周辺環境への影響を調査するために、旧RD最終処分場と隣接する住宅地との境界に計測器を設置し、「騒音・振動・粉じん・臭気」を連続自動計測しています。
各項目の1週間分の計測結果をグラフにしました。
※網掛け部は休工の時間帯(休日および夜間)です。

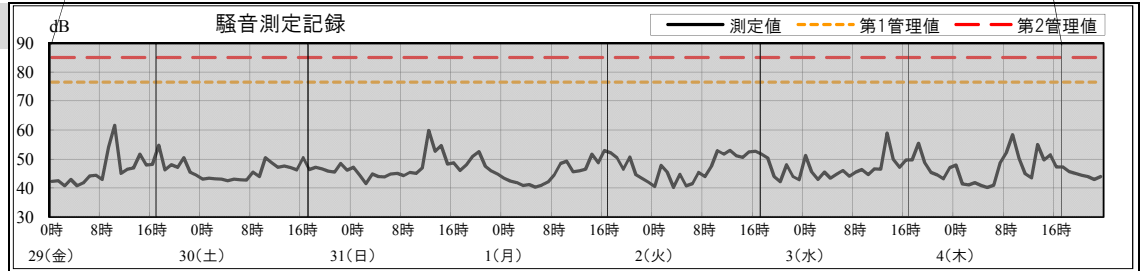
主な実施作業内容	平成29年12月			平成30年1月				備考
	29 金	30 土	31 日	1 月	2 火	3 水	4 木	
廃棄物土・有害物掘削工								
(1)選別土仮置・盛土工 A工区仮置 B工区埋戻								
廃棄物土・有害物掘削工								休
(2)廃棄物土掘削工 C・D・E工区								工
廃棄物選別工								
(3)選別処理施設工								

【位置図】



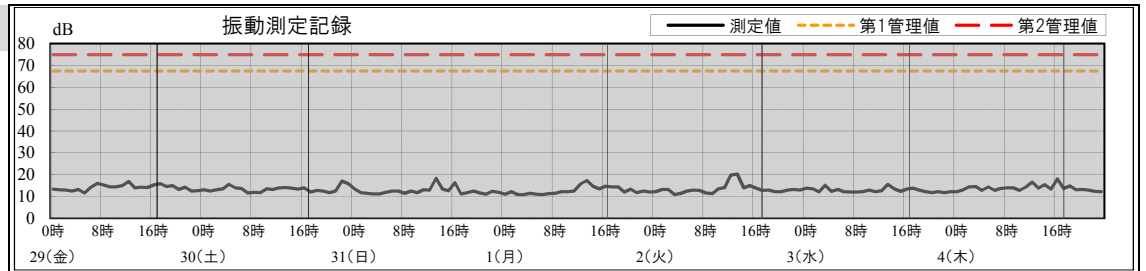
【騒音】

(特になし)



【振動】

(特になし)

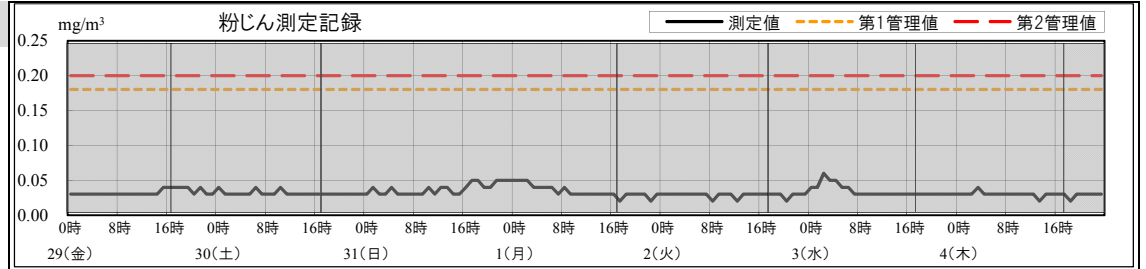


【測定値管理基準】

	騒音	振動	粉じん	臭気
第1管理値 (基準値の90%)	76dB	67dB	0.18mg/m ³	10(センサー値)
第2管理値 (基準値)	85dB	75dB	0.2mg/m ³	10
基準値	85dB 栗東市の特定建設作業(騒音)に係る規制基準	75dB 栗東市の特定建設作業(振動)に係る規制基準	0.2mg/m ³ 環境省「大気汚染に係る環境基準」の「環境上の条件・浮遊粒子状物質」記載基準	10(硫化水素臭などの異臭) 草津市「臭気指数規制基準 第1種地域 敷地境界線(第1号)」記載基準

【粉じん】

(特になし)

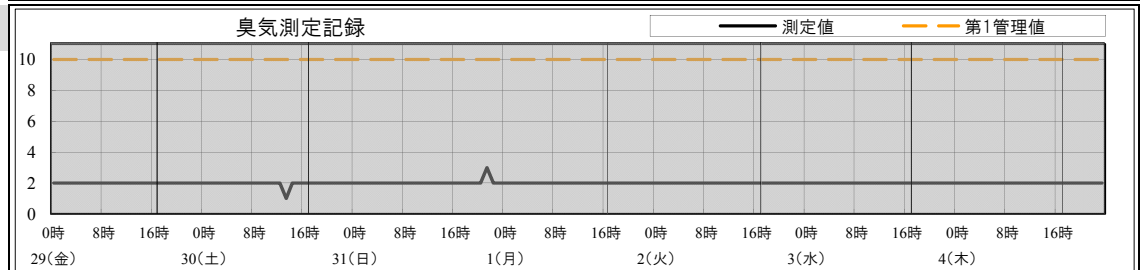


第1管理値を超過した場合

騒音 振動 粉じん	作業を一旦中断し注意喚起した後、警戒しつつ作業を行います
臭気	作業を一旦中断し、現場の監督員が直接臭いを確認します

【臭気】

(特になし)



第2管理値を超過した場合

騒音 振動 粉じん	直ちに作業を中断し、周辺7自治会長に連絡し原因究明後、対策を講じ作業を再開します
臭気	臭いの確認により硫化水素臭などの異臭がした場合には、直ちに作業を中断し、周辺7自治会長に連絡し対策を講じたうえで作業を再開します